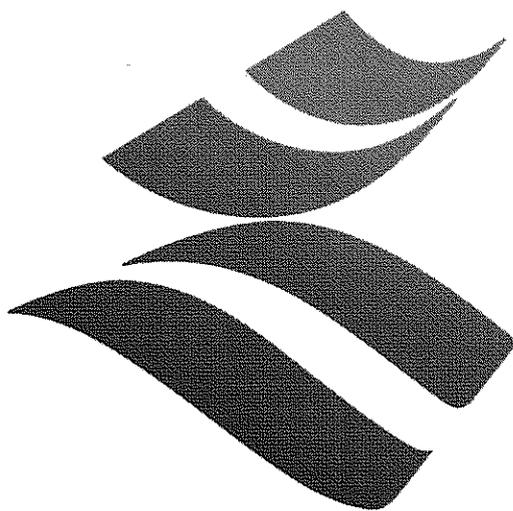


# 「スポーツ振興かごしま基本方針」

〔 「スポーツ振興かごしま県民条例」に基づく基本方針 〕



鹿児島県

# 目 次

I	はじめに	1
II	基本方針の目指す姿	1
III	基本方針のビジョン	2
1	生涯スポーツの推進	2
(1)	幼年・少年期のスポーツ	
(2)	青年・壮年期のスポーツ	
(3)	高齢者のスポーツ	
(4)	障害者のスポーツ	
2	競技スポーツの推進	3
(1)	選手の発掘・育成・強化	
(2)	指導者の確保・養成	
(3)	スポーツ医・科学の活用	
(4)	競技力向上に係わる条件整備	
3	スポーツ環境の整備	4
(1)	スポーツに対する理解と意識の醸成	
(2)	スポーツ活動の場の充実	
(3)	スポーツによる地域づくりの促進	
(4)	人材の養成及び有効活用の促進	
IV	基本方針の実現に向けた推進体制	6
1	県の責務	
2	市町村との連携	
3	学校・家庭・地域・企業との連携	
4	スポーツ関係団体等との連携	

## I はじめに

現在、私たちの住む地域社会は、人口減少や少子・高齢社会の進行、情報化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化しています。これらの様々な環境の変化を踏まえ、厳しい社会経済情勢や時代潮流の中にあっても、人と地域が活力に満ち、将来に夢と希望を持てる「かごしま」を創るために、スポーツの振興が果たす役割は、一層重要になってきます。

本県では、平成22年6月に、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の心身の健全な発達、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする「スポーツ振興かごしま県民条例」が制定されました。

県では、この条例の第7条に基づき、本県のスポーツの現状や県民のニーズを踏まえ、これからのスポーツの振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として「スポーツ振興かごしま基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定することとしました。

## II 基本方針の目指す姿

### スポーツの振興による力みなぎる・かごしまの実現

～すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツで躍動し、

スポーツで支え合う活力ある社会づくり～

スポーツは、人々の体を動かすという本源的な欲求を満たし、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、健康の保持増進に資するものです。少子・高齢社会の進行や、生活が便利になることなどによる体を動かす機会の減少している現代社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有します。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求するという側面もあり、スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、人々のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与え、活力ある健全な社会の形成にも貢献します。

スポーツを通じた達成感や挫折感、競争や協調などの経験は、規範意識やフェアプレー精神を培うとともに、他人に対する思いやりの気持ちなどを育成し、人格の形成に大きな影響を与え、青少年の健全育成に大きく貢献します。

さらに、スポーツは、「観る」・「支える」の側面からも係わることができます。スポーツを観戦したり、指導者やスポーツボランティアとして活動するなどの多様

化するニーズに適切に対応できるスポーツ環境は、人々の日常生活をより充実したものにします。スポーツを通じた交流を推進し、世代間・地域間をこえた新たな連携を促進することは、地域の一体感や活力を醸成し、「共生・協働の地域社会づくり」に寄与します。

これらのことから、基本方針の目指す姿を「スポーツの振興による力みなぎる・かごしまの実現」とし、すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツで躍動し、スポーツを通して、地域の一体感を醸成し、お互いを思いやり、支え合うことのできる活力ある社会づくりに努めます。

### Ⅲ 基本方針のビジョン

#### 1 生涯スポーツの推進

すべての県民が、いつでも、どこでも、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって<sup>\*1</sup>主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力のある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ります。

##### (1) 幼年・少年期のスポーツ

幼年・少年期にスポーツに親しむことは、心身の健全な発育・発達や体力・運動能力の向上に大きな影響を与えるとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフを築くための基盤となります。なかでも、児童・生徒が多く時間を過ごす学校において体育の授業や部活動などのスポーツ活動の取組を充実させることは、特に重要です。

学校・家庭・地域等が連携を図り、発育・発達の段階に応じ、学校や地域の特色を活かした活動や家庭における親子での取組などを推進することにより、スポーツにふれる機会やスポーツに関する知識の提供などを通して、スポーツの生活化・習慣化を推進し、たくましい体と強い心を持った運動好きな子どもの育成に努めます。

##### (2) 青年・壮年期のスポーツ

青年・壮年期にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進・介護予防はもとより、幅広い世代間の交流を促進し、地域の活性化にもつながることが期待されます。

職場や医療機関などと連携を図り、気軽にスポーツに参加できる機会やスポーツに関する情報の提供などを通して、個々のライフスタイルに応じた体力づくりや疾病予防などの健康づくりを推進し、青年・壮年が継続的にスポーツに親しむことができるよう努めます。

※1 この基本方針では、内閣府が公表している「体力・スポーツに関する世論調査」等を参考に年齢区分を以下のとおりに設定しています。

幼年期	少年期	青年期	壮年期	高齢者
5歳以下	6～17歳	18～34歳	35～64歳	65歳以上

### (3) 高齢者のスポーツ

高齢者がスポーツに親しむことは、健康寿命の延伸にとどまらず、QOL<sup>※2</sup>の向上や地域活動への参画など、高齢者の健康・生きがいづくり活動を促進する観点からも大変重要です。

高齢者の関係団体や医療・福祉機関などと連携を図り、スポーツ活動に参加する機会やスポーツに関する情報の提供などを通して、個々のニーズに応じた体力づくりや介護予防などの健康づくりを推進し、高齢者が健康で生き生きと暮らせるよう努めます。

### (4) 障害者のスポーツ

障害者がスポーツに親しむことは、障害者の自立や社会参加、県民の障害者への理解を促進し、ノーマライゼーション<sup>※3</sup>の推進につながることも期待されます。

障害者団体、スポーツ関係団体等と連携を図り、障害者の多様なニーズに応じたスポーツ活動に参加できる機会の提供やスポーツに関する情報の提供などを通して、個々のニーズに応じた体力づくりや健康づくりを推進し、障害者が興味・関心に応じてスポーツに親しむことができるよう努めます。

## 2 競技スポーツの推進

本県のスポーツ選手が、国民体育大会をはじめ、全国大会や国際大会で活躍することは、県民に夢と感動と活力を与え、連帯感や郷土意識を呼び起こすとともに、スポーツ活動を通して青少年の健全育成に寄与することから、競技スポーツの推進を図ります。

### (1) 選手の発掘・育成・強化

子どもたちの優れた素質を見出し、トップレベルに至るまで育成・強化することは、全国大会や国際大会で活躍する競技者を継続的に輩出することにつながります。

各競技団体や学校体育団体、地域のスポーツ指導者などと連携し、一貫した指導プログラムの開発、各競技の特性や選手の発育・発達段階に応じた指導、中・高一貫の練習会の実施、拠点となる学校・職場・地域の指定などを通して、長期的・計画的に競技力向上に努めます。

### (2) 指導者の確保・養成

競技の専門的識見や指導力を持ち、発育・発達段階を踏まえた指導を行うとともに、選手の能力を最大限に発揮させることのできる指導者を確保・養成することは、競技力向上に直結します。

※2 Quality of lifeの略。恵まれた環境で仕事や生活を楽しむ豊かな人生のことです。生活の質ともいいます。

※3 障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしている社会を目指すという考え方のことです。

県体育協会や競技団体などと連携し、各種研修会の開催や競技団体等が行う中央研修会への派遣などを通して、優秀な指導者の養成及び資質の向上に努めます。

### (3) スポーツ医・科学の活用

県体育協会や競技団体、大学やスポーツドクター、栄養士、トレーナーをはじめ各分野の専門家と連携し、技術面、メンタル面、栄養面などコンディションの管理・指導などを行うことは、選手の能力を最大限に発揮させることに寄与します。また、スポーツによるけがなどの防止、ドーピング防止啓発活動など安全性に関する知識の普及・啓発を推進することは、選手が安心して競技することができる環境の確保につながります。

このように、スポーツ医・科学を活用し、科学的根拠に基づいた効果的な練習や試合でのより高いパフォーマンスの発揮、選手の健康や安全の確保などに努めます。

### (4) 競技力向上に係わる条件整備

競技力向上に係わる条件整備については、各競技団体における指導体制の整備・充実、学校も含めた既存のスポーツ施設の整備や有効活用、強化指定選手・職場などの強化活動の支援体制の整備、競技スポーツの県民への広報活動などに努めます。

## 3 スポーツ環境の整備

スポーツの振興のためには、県民の主体的な取組を基本としながら、社会の変化や「する」、「観る」、「支える」といった県民のニーズに適切にこたえることができる環境が必要であることから、スポーツ環境の整備を図ります。

### (1) スポーツに対する理解と意識の醸成

今日、県民のスポーツに対するニーズは多様化しており、スポーツを多角的な視点からとらえ直す必要があります。特に、スポーツを「する」ばかりでなく、「観る」という視点に着目してスポーツ環境の整備を推進していくことは、県民のだれもが生涯にわたってスポーツに親しむことにつながります。

トップレベルの競技の観戦やトップアスリートとの交流などスポーツの魅力にふれる機会の提供などを通して、県民のスポーツに対する興味・関心を高めるとともに、スポーツ活動への参加意欲を喚起し、スポーツに対する理解と意識の醸成を図ります。

## (2) スポーツ活動の場の充実

性別や年齢を問わず、誰もが利用しやすく、安全にスポーツ活動を行える環境を整備することは、すべての県民が、いつでも、どこでもスポーツに親しむことにつながり、豊かなスポーツライフの実現に大きく寄与します。

県民の多様なニーズに対応するとともに、誰もが気軽に利用できるよう、目的に応じた各種スポーツ施設の整備に努めます。

また、地域のスポーツ活動の拠点となるコミュニティスポーツクラブ<sup>※4</sup>を育成・支援することを通して、県民のスポーツ活動への参加意欲を高め、世代間や地域間の交流を促進するとともに、地域社会の活性化を推進します。

さらに、公園など身近な場所でスポーツができる環境の整備、学校体育施設の開放、地域のスポーツ施設の利用の促進、県民体育大会や県民レクリエーション祭などのイベント開催などを通して、スポーツに親しむことのできる場や機会を充実させ、県民のスポーツ活動への参加の促進に努めます。

## (3) スポーツによる地域づくりの促進

地域の特性を活かしたスポーツ振興は、地域住民の体力の向上や健康の保持増進はもとより、地域に誇りを持つことにつながり、連帯感や郷土意識を呼び起こすとともに、地域の活性化に寄与します。

コミュニティスポーツクラブなどにおける世代間の交流や各種の競技会、イベントの開催、スポーツキャンプなどの誘致、企業のスポーツによる地域貢献活動の促進などを通して、スポーツによる地域づくりに努めます。

## (4) 人材の養成及び有効活用の促進

スポーツ・レクリエーション活動指導者やコミュニティスポーツクラブマネージャー、体育指導委員、スポーツ活動を側面から支援するスポーツボランティアなど、スポーツを支える人材の養成及び有効活用を促進し、多様化するニーズに対応できるように努めます。

また、学校において取り組む体育の授業や部活動などのスポーツ活動は、生涯を通じたスポーツライフの基盤となることから、教職員の指導力の向上を図るとともに、地域指導者が活躍できる環境の一層の整備に努めます。

※4 本県では、スポーツ活動を通して地域づくりを図る意味もこめ、地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域の住民自ら主体となつて運営するスポーツクラブのことをコミュニティスポーツクラブと呼んでいます。文部科学省が平成13年度から育成を推進している総合型地域スポーツクラブのことです。

## IV 基本方針の実現に向けた推進体制

スポーツの振興は、行政はもとより、スポーツ振興に係わるすべての団体等がそれぞれの果たすべき役割を認識し、協議・情報交換などを通じた連携のもとに、協働して調和のとれた施策を展開することが必要です。

### 1 県の責務

県は、県民のニーズや国の動向を踏まえつつ、全県的な観点に立ち、生涯スポーツや競技スポーツに関する施策の立案及び環境整備を推進する役割を担っています。

また、地域スポーツの振興のため、市町村及びスポーツ関係団体等に対して、総合調整及び必要な助言・情報の提供・支援に努めます。

### 2 市町村との連携

市町村は、県民の最も身近な行政として、地域住民のニーズにあったスポーツの振興施策の立案及び環境整備を通じた事業を推進する役割を担っています。

県と市町村が一体となって互いに課題を共有し、情報交換などを通して連携・協力を図り、スポーツの振興に努めます。

### 3 学校・家庭・地域・企業との連携

学校・家庭・地域・企業は、県民が主体的・継続的にスポーツに親しむ環境づくりやスポーツの振興を図る上で大きな役割を担っています。

これらがそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力による相乗効果が図られるよう努めます。

### 4 スポーツ関係団体等との連携

スポーツ関係団体等とは、県体育協会、県レクリエーション協会、体育指導委員協議会や大学、NPO法人、医療機関や福祉機関などのことを言い、これらスポーツ関係団体等は、スポーツの振興やスポーツ活動を支える役割を担っています。

スポーツの振興において、これらスポーツ関係団体等の果たす役割は非常に重要であり、スポーツ振興に係わるすべての団体等の積極的な連携・協力が図られるよう努めます。